

# 第 50 回宮崎コンテスト規約

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 6 日(土)18:00 ~ 6 月 7 日(日)18:00(JST)
- 2 参加資格 日本国内外のアマチュア局(国外の局は、県人局に限る。)
- 3 使用周波数帯 1.9/3.5/7/14/21/28/50/144/430MHz 帯  
「JARL 主催コンテスト使用周波数帯」を使用すること。
- 4 参加部門及び種目  
県内局部門、県外局部門、県人局部門とする。

種目		コードナンバー		
		県内局	県外局	県人局
シングルオペ	電 信 オールバンド	MCA	CA	MKJ ※県人局は、 シングルオペ 電信・電話 オールバンドと する。
	電 話 オールバンド	MPA	PA	
	電信・電話 オールバンド	MXA	XA	
	1.9MHz バンド	M1.9	X1.9	
	3.5MHz バンド	M3.5	X3.5	
	7MHz バンド	M7	X7	
	14MHz バンド	M14	X14	
	21MHz バンド	M21	X21	
	28MHz バンド	M28	X28	
	50MHz バンド	M50	X50	
	144MHz バンド	M144	X144	
	430MHz バンド	M430	X430	
	ニューカマー	MN	XN	
マルチオペ	電信・電話オールバンド	MMP	MP	

注 1 シングルバンドは、電信のみ、電話のみの区別を行わない。

注 2 オールバンドは、2 バンド以上の周波数帯を使用すること。

注 3 「ニューカマー」は、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催の 3 年前の同日以降に免許された局とし、オールバンドまたはシングルバンドの区分はしないものとする。

## 5 県内局、県外局、県人局の定義

県内局: 宮崎県内で運用する局

県外局: 宮崎県外で運用する局で県人局以外

県人局: 過去に1年以上宮崎県内に居住経験がある等宮崎県にゆかりのある局で、国内外の県外で運用する局

## 6 交信相手局

県内局: 国内外の全てのアマチュア局

県外局: 宮崎県内で運用する局及び県人局

県人局: 国内外のアマチュア局

## 7 交信方法

(呼び出し)

電 話: CQ 宮崎コンテスト + 自局の呼出符号 + 県内局(または県外局・県人局)

電 信: 県内局: CQ MZ TEST

県外局: CQ MZG TEST

県人局: CQ MZK TEST

### (コンテストナンバー交換)

県内局: RS(T)+自局の運用 JCC・JCG ナンバー、但し国外局とは RS(T)のみで可。

県外局: RS(T)+自局の運用都府県・地域等のナンバー(JARL コンテスト規約に準ずる)

県人局: RS(T)+自局のゆかりの宮崎県 JCC・JCG ナンバー + KJ

## 8 交信上の禁止事項

- (1) クロスバンドによる交信。
- (2) 同一マルチプレイヤー内の運用場所変更を認める。
- (3) 二波以上の同時発射による交信(異なるバンドを含む)(マルチオペ部門は除く。)
- (4) レピーターによる交信。
- (5) 県外局同士の交信は無効。
- (6) その他本規約に明記なき事項については、JARL 主催コンテスト規約に準じる。

## 9 得点

コンテストナンバーの交換が完全におこなわれた交信を1点とする。ただし、同一バンドにおける重複交信は、1交信を除き、電波型式が異なっても得点としない。

## 10 マルチプレイヤー

県内局: 各バンドごとの都府県・地域等のナンバー(宮崎県を除く)、県内局・県人局の県内の市郡の数及び日本を除く大陸(AF,EU,AS,NA,SA,OC)の数。

県外局: 各バンドごとの県内局・県人局の宮崎県内市郡の数(9市6郡)

県人局: 各バンドごとの県内局・県人局の宮崎県内市郡の数(9市6郡)、県外局の異なる都府県・地域等のナンバー

## 11 総得点

オールバンド = (各バンドで得た得点の和) × (各バンドで得たマルチプレイヤーの和)

シングルバンド = (当該バンドで得た得点の和) × (当該バンドで得たマルチプレイヤーの和)

## 12 書類提出

- (1) 「電子ログ」のみとします。提出は、JARL 提出用の様式(JARLWeb を参照)によるものとする。メールのタイトルは、自局のコールサインを半角英数字でお願いします。  
例: JH6WAF ログは、添付ファイルにせず、直接メール本文に貼り付けてください。
- (2) 「ニューカマー」参加局は、サマリーシートの意見欄に必ず無線局免許年月日を記入すること。
- (3) 移動局は、運用場所を、マルチオペ参加局は、運用者名かコールサインをサマリー意見欄に記入すること。
- (4) 「ゆかりの宮崎県 JCC・JCG ナンバー」は、現在の JCC・JCG ナンバーとする。  
宮崎郡清武町 45008A、宮崎郡田野町 45008B、宮崎郡佐土原町 45008C、東諸県郡高岡町 45006C →宮崎市 4501  
北諸県郡高崎町、北諸県郡山田町、北諸県郡高城町、北諸県郡山之口町→都城市 4502  
東臼杵郡北浦町、東臼杵郡北方町、東臼杵郡北川町→延岡市 4503  
南那珂郡北郷町 45007A、南那珂郡南郷町 45007B→日南市 4504  
西諸県郡須木村、西諸県郡野尻町→小林市 4505  
東臼杵郡東郷町→日向市 4506
- (5) 県人局部門参加局は、サマリー意見欄に「いつ頃からいつ頃までどのような理由で宮崎県に居住していた」かを記入すること(例 令和2~4年まで勤務のため延岡市に居住)

## 13 賞

各部門各種目別に次の順位の局までに賞状を贈る。(JARL 会員であること。)

なお、同一得点の場合は、交信終了時間の早い局を上位とする。

- (1)参加局が 5局以内 1位のみ  
参加局が10局以内 2位まで  
参加局が11局以上 3位まで  
参加局が50局を越えたときは、5位まで
- (2)県外局は、上記のほか、オールバンド種目上位50%以内にあるコールエリア第1位の局
- (3)宮崎県内登録クラブ対抗3位まで  
(宮崎県内の JARL 登録クラブの得点をクラブ毎に集計の上、登録クラブの順位を決定する。)
- (4)参加局には、参加証をビューロー経由で発行する。
- (5)コンテスト参加回数10回の参加局には、功労賞の賞状を贈る。

#### 14 失格事項

- (1) 当コンテスト規約に違反した時。
- (2) 提出書類の不備、虚偽の記載が認められた場合。
- (3) 同一バンドにおいて、重複した交信が 2%を越えており、かつ、その重複した交信を得点としている場合。
- (4) 2部門及び2種目以上へのログの提出。
- (5) 提出期限を過ぎたもの。
- (6) その他 JARL 主催コンテスト規約に準ずる。

#### 15 結果発表

JARL NEWS 及び、JARL 宮崎県支部のホームページ  
(<http://www.jarl.com/mztest/>)に掲載し、入賞者(JARL 会員であること)で賞状の希望者には、**SASE(返信 140 円)**で賞状を発送する。

#### 16 書類提出期限

令和 8 年 6 月 22 日(月曜日)

#### 17 書類提出先

書類提出は、「電子メール」のみとします。

E-Mail: [mzlog26\(アットマーク\)jarl.com](mailto:mzlog26@jarl.com) (1MB 以下)

※上記アドレスは、スパムメール防止のため「@」を(アットマーク)と表記しています。

なお、集計は、手作業ですので、到着メールは 2,3 日遅れますが、届かない場合は、再度お送り頂く か、問い合わせ先にご連絡ください。

#### 18 問い合わせ先

E-Mail: [mzlog26\(アットマーク\)jarl.com](mailto:mzlog26@jarl.com)

または、SASE にて(「コンテスト問い合わせ」と朱書きすること。)

〒880-0036 宮崎市花ヶ島町赤江町 1308-1 横山雅敏方 宮崎コンテスト係

なお、こちらもご覧ください、[https://www.jarl.com/mztest/contest\\_faq.html](https://www.jarl.com/mztest/contest_faq.html)

#### 19 その他

- (1)提出された書類は、いっさい返却致しません。
- (2)その他のすべての権限は、当コンテスト委員会が有する。

#### 20 県内のマルチプレイヤー

市:宮崎市 4501 都城市 4502 延岡市 4503 日南市 4504 小林市 4505

日向市 4506 串間市 4507 西都市 4508 えびの市 4509

(合計 9 市)

郡:北諸県郡 45001 児湯郡 45002 西臼杵郡 45003 西諸県郡 45004

東臼杵郡 45005 東諸県郡 45006

(合計 6 郡)